○厚生労働省告示第百三十一号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

検定職種	試験区分	手数料の額
（略）	（略）	（略）
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一　（略） 二　二級 イ　ロに掲げる者以外の者 実技試験 学科試験	一八、七〇〇円 三、七〇〇円
	ロ　三十五歳未満の者 実技試験 学科試験	九、七〇〇円 三、七〇〇円
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一～三　（略） 四　三級 イ　ロに掲げる者以外の者 (1)　(2)に掲げる者以外の者 実技試験 学科試験	一五、四〇〇円 四、〇〇〇円
	(2)　次の(i)から(iv)までのいずれかに掲げる者（以下「在校生」という。） (i)　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）	

改正前

検定職種	試験区分	手数料の額
（略）	（略）	（略）
ビル設備管理	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一　（略） 二　二級 実技試験 学科試験	一八、七〇〇円 三、七〇〇円
機械保全	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会が実施する次の試験に係るもの 一～三　（略） 四　三級 イ　ロに掲げる者以外の者 実技試験 学科試験	一五、四〇〇円 四、〇〇〇円
	ロ　次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者 （1）　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第九条の短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）	